

安定供給確保支援業務規程の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(安定供給確保支援業務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 本法人が行う前項の業務は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱(令和5年2月15日付け4農産第4523号農林水産事務次官依命通知)、法、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令(令和4年内閣府・農林水産省令第17号。以下「支援法人省令」という。)、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(令和4年9月30日閣議決定)、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針(令和4年12月28日農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。)、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準(令和5年2月15日内閣総理大臣・農林水産大臣公表。以下「実施基準」という。)、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準等に係る運用指針(令和5年2月22日付け4農産第4758号農林水産省農産局長通知。以下「運用指針」という。)その他関係規程に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(体制等の整備)</p> <p>第6条 本法人は、理事長の指揮監督の下に安定供給確保支援業務を実施する専任の部署として肥料安定供給確保支援室を設置し、その部署に統括責任者として肥料安定供給確保支援室長(以下「室長」という。)を配置し、役付理事1名をもってこれに充てるものとし、<u>安定供給確保支援業務</u>に係る意思決定については、必要に応じ農林水産省農産局技術普及課(以下「技術普及課」という。)に協議の上、室長が行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(安定供給確保支援業務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 本法人が行う前項の業務は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱(令和5年2月15日付け4農産第4523号農林水産事務次官依命通知)、法、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令(令和4年内閣府・農林水産省令第17号。以下「支援法人省令」という。)、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(令和4年9月30日閣議決定)、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針(令和4年12月28日付け農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。)、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準(令和5年2月15日付け内閣総理大臣・農林水産大臣公表。以下「実施基準」という。)、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準等に係る運用指針(令和5年2月22日付け4農産第4758号農林水産省農産局長通知。以下「運用指針」という。)その他関係規程に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(体制等の整備)</p> <p>第6条 本法人は、理事長の指揮監督の下に安定供給確保支援業務を実施する専任の部署として肥料安定供給確保支援室を設置し、その部署に統括責任者として肥料安定供給確保支援室長(以下「室長」という。)を配置し、役付理事1名をもってこれに充てるものとし、<u>安定供給確保業務</u>に係る意思決定については、必要に応じ農林水産省農産局技術普及課(以下「技術普及課」という。)に協議の上、室長が行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(実績報告)

第 17 条 取組主体は、各年度が終了したとき（第 10 条第 2 項の規定による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに、肥料原料備蓄事業については別紙 1、肥料原料備蓄保管施設整備事業については別紙 2 で定めるところにより実績報告書を本法人に提出するものとする。

また、取組主体は、第 8 条第 1 項に基づき、事業実施計画に添付した環境負荷低減のチェックシートについて、環境負荷低減の各取組を実施したか否かをチェックし、実績報告書に添付しなければならない。

なお、実際に環境負荷低減の各取組を実施したか否かについて、農林水産省の職員による確認を行うこととする。

2・3 (略)

(額の再確定)

第 19 条 (略)

2 本法人は、第 1 項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 (略)

第 4 章 情報の収集及び相談窓口の設置

(肥料等の安定供給確保に関する情報の収集)

別記

費目	内容	留意事項
人件費	(略)	・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の <u>算定等</u> の適正化について (平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。 (略)
(略)	(略)	(略)

(実績報告)

第 17 条 取組主体は、各年度が終了したとき（第 10 条第 2 項の規定による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに、肥料原料備蓄事業については別紙 1、肥料原料備蓄保管施設整備事業については別紙 2 で定めるところにより実績報告書を本法人に提出するものとする。

2・3 (略)

(額の再確定)

第 19 条 (略)

2 本法人は、第 1 項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 (略)

第 4 章 情報の収集及び相談窓口の設置

(肥料等の安定供給確保に関する情報の取集)

別記

費目	内容	留意事項
人件費	(略)	・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の <u>策定等</u> の適正化について (平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。 (略)
(略)	(略)	(略)

備品費	(略)	・耐用年数が経過するまでは、 <u>本法人</u> による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 (略)
(略)	(略)	(略)

別紙 1

肥料原料備蓄事業

第3 助成対象となる取組及び助成金

(1) 取組主体が認定供給確保計画に基づき、各対象原料について備蓄数量目標以上を恒常的に確保し、農産局長が別に定める通知に基づき、農林水産大臣に対して備蓄開始日を報告した場合には、当該備蓄開始日の属する月の翌月から、別添 1 に定めるところにより助成金を算定し、助成を行うものとする。

また、取組主体が認定供給確保計画に基づき、各対象原料の年間需要量に対して3か月分に相当する数量以上を備蓄数量目標として定め、各対象原料の年間需要量に対してりん酸アンモニウムについては1か月分、塩化カリウムについては2か月分に相当する数量（以下「基準数量」という。）以上を恒常的に確保し、農産局長が別に定める通知に基づき、農林水産大臣に対して備蓄準備開始日を報告した場合には、当該備蓄準備開始日の属する月の翌月から、別添 1 に定めるところにより助成金を算定し、助成を行うものとする。

(2)～(4) (略)

別添 2

第3 助成対象事業費の内容

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(ア) (略)

備品費	(略)	・耐用年数が経過するまでは、 <u>取組主体</u> による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 (略)
(略)	(略)	(略)

別紙 1

肥料原料備蓄事業

第3 助成対象となる取組及び助成金

(1) 取組主体が認定供給確保計画に基づき、各対象原料について備蓄数量目標以上を恒常的に確保し、農産局長が別に定める通知に基づき、農林水産大臣に対して備蓄開始日を報告した場合には、当該備蓄開始日の属する月の翌月から、別添 1 に定めるところにより助成金を算定し、助成を行うものとする。

また、取組主体が認定供給確保計画に基づき、各対象原料の年間需要量に対して3か月分に相当する数量を備蓄数量目標として定め、各対象原料の年間需要量に対してりん酸アンモニウムについては1か月分、塩化カリウムについては2か月分に相当する数量（以下「基準数量」という。）以上を恒常的に確保し、農産局長が別に定める通知に基づき、農林水産大臣に対して備蓄準備開始日を報告した場合には、当該備蓄準備開始日の属する月の翌月から、別添 1 に定めるところにより助成金を算定し、助成を行うものとする。

(2)～(4) (略)

別添 2

第3 助成対象事業費の内容

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(ア) (略)

- (イ) 測量試験費
(略)
- (ウ) 実施設計費
(略)
- (エ) 工事雑費
(略)

参考様式第1号(第8条第1項関係) (略)

参考様式第1号(第8条第1項関係)別添 (略)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (参考様式第1号別紙)

申請時 (します)	項目	取組状況 (します)	申請時 (します)	項目	取組状況 (します)
<input type="checkbox"/>	(1) 適正な施肥 ※農産物等の調達を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 ⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/> ⑧ 資源の再利用を検討 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(2) 適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ⑨ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> ⑩ ※特定事業場である場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(3) エネルギーの削減 ③ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> ④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める <input type="checkbox"/> ⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等 ⑪ みどりの食料システム戦略の理解 <input type="checkbox"/> ⑫ 関係法令の遵守 <input type="checkbox"/> ⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める <input type="checkbox"/> ⑭ ※機械等を扱う事業者である場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める <input type="checkbox"/> ⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

注1 ※の記載内容に「該当しない」場合は口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
2 ※の「関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)を遵守することを示します。

※報告内容の確認と個人情報取り扱いについて
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が実施状況の確認を行います。
 ・御記入いただいた個人情報は、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました。→

参考様式第2号(第8条第1項関係) (略)

- (2) 測量試験費
(略)
- (3) 実施設計費
(略)
- (4) 工事雑費
(略)

参考様式第1号(第8条第1項関係) (略)

参考様式第1号(第8条第1項関係)別添 (略)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (参考様式第1号別紙)

申請時 (します)	項目	取組状況 (します)	申請時 (します)	項目	取組状況 (します)
<input type="checkbox"/>	(1) 適正な施肥 ※農産物等の調達を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 ⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/> ⑧ 資源の再利用を検討 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(2) 適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ⑨ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> ⑩ ※特定事業場である場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(3) エネルギーの削減 ③ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> ④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める <input type="checkbox"/> ⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等 ⑪ みどりの食料システム戦略の理解 <input type="checkbox"/> ⑫ 関係法令の遵守 <input type="checkbox"/> ⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める <input type="checkbox"/> ⑭ ※機械等を扱う事業者である場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める <input type="checkbox"/> ⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

注1 ※の記載内容に「該当しない」場合は口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。
2 ※の「関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)を遵守することを示します。

参考様式第2号(第8条第1項関係) (略)

参考様式第2号（第8条第1項関係）別添（略）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (参考様式第2号別紙)

申請時 (します)	項目	結果 (しました)	申請時 (します)	項目	結果 (しました)
①	(1) 適正な施肥 ※農産物等の調達を行う場合（該当しない口） 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	(2) 適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合（該当しない口） 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	⑧	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
③	(3) エネルギーの節減 オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑨	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない口） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	⑩	※特定事業場である場合（該当しない口） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑪	(7) 環境関係法令の遵守等 みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑥	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない口） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
			⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑭	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない口） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
			⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1 ※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
 2 ※の「関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）を遵守することを示します。

＜報告内容の確認と個人情報取り扱いについて＞
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が実施状況の確認を行います。
 ・ 御記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました。→口

参考様式第17号（別紙1第5（1）関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人肥料経済研究所 ○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

参考様式第2号（第8条第1項関係）別添（略）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (参考様式第2号別紙)

申請時 (します)	項目	結果 (しました)	申請時 (します)	項目	結果 (しました)
①	(1) 適正な施肥 ※農産物等の調達を行う場合（該当しない口） 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	(2) 適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合（該当しない口） 環境負荷低減に配慮した肥料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	⑧	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
③	(3) エネルギーの節減 オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑨	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない口） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	⑩	※特定事業場である場合（該当しない口） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑪	(7) 環境関係法令の遵守等 みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑥	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない口） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
			⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑭	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない口） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
			⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1 ※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。
 2 ※の「関係法令の遵守」については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）を遵守することを示します。

参考様式第17号（別紙1第5（1）関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人肥料経済研究所 ○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

<p style="text-align: center;">実績報告書（肥料原料備蓄事業）（〇〇年度）</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で助成金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、安定供給確保支援業務規程別紙1第5（1）の規定により、その実績を報告する。 また、併せて精算額として助成金〇〇〇円の交付を請求する。</p> <p>I～VI （略）</p> <p>VII 添付書類 ①～③ （略） ④ <u>事業実施計画提出時に添付した環境負荷低減のチェックシート（「報告時」の欄にチェックをして提出すること）</u></p> <p>（別添） （略）</p> <p>参考様式第20号（別紙2第5（2）関係）</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度肥料原料備蓄保管施設整備事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般財団法人肥料経済研究所 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表者氏名</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で助成金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、安定供給確保支援業務規程別紙2第5（2）の規定により、その実績を報告する。</p>	<p style="text-align: center;">実績報告書（肥料原料備蓄事業）（〇〇年度）</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で助成金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、安定供給確保支援業務規程別紙1第5（1）の規定により、その実績を報告する。 また、併せて精算額として助成金〇〇〇円の交付を請求する。</p> <p>I～VI （略）</p> <p>VII 添付書類 ①～③ （略） （新設）</p> <p>（別添） （略）</p> <p>参考様式第20号（別紙2第5（2）関係）</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度肥料原料備蓄保管施設整備事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般財団法人肥料経済研究所 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表者氏名</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で助成金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、安定供給確保支援業務規程別紙2第5（2）の規定により、その実績を報告する。</p>
---	---

<p>(また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V 添付書類</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)・(2) (略)</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(3) 事業実施計画提出時に添付した環境負荷低減のチェックシート</u></p> <p style="padding-left: 8em;"><u>(「報告時」の欄にチェックをして提出すること)</u></p> <p>(別添) (略)</p>	<p>(また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V 添付書類</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)・(2) (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p> <p>(別添) (略)</p>
---	---

附則

- 1 この規程は、令和7年4月3日から改定する。
- 2 この規程の改定の際現にあるこの規程による改定前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改定後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の改定の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。